



7. 発達支援が必要なお子さんのために

障害児療育強化事業費補助

この事業は、在宅の心身に障がいのある幼児または障がいのある幼児とその保護者に対し、通園により療育指導等を行い、地域での在宅生活を支援するとともに、乳幼児期における発達遅滞の早期療養等を通し、幼児の健全育成とその保護者の家庭での療育技術を習得させることを目的としています。



重度心身障害児医療費助成制度

重度心身障がい児に係る保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額（社会保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額）から一人月額1,000円を控除した額を助成。

●対象

- ・身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・療育手帳で重度の方
- ・身体障害者手帳3級でかつ療育手帳で中度の方



自立支援医療制度

身体上の障がいを除いたり、障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができる制度です。

なお、助成の受けられる機関は、指定された育成医療機関です。

原則1割負担ですが、保護者の所得状況に応じて月額の上限があります。

- 育成医療：18歳未満
- 更生医療：18歳以上
- 精神通院医療

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
保健センター 障がい福祉係 TEL73-7521



重度心身障害児扶助費

精神又は身体に重度の障害を有する20歳未満の児童について、障がい児の父若しくは母がその障がい児を監護するとき、又は障がい児の父母以外の方がその障がい児を養育するときは、その父若しくは母又はその養育している方に扶助費を支給する。

●支給額

- ・児童一人につき 月額 6,000円



特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。※所得制限があります。

日之影町に申請し、県に進達されます。県の審査を経て支給されます。

●支給額（平成27年4月現在）

- ・1級の場合 月額 51,100円
- ・2級の場合 月額 34,030円

●支給月

- ・年3回（8月、12月、4月）

●手続きに必要なもの

- ・診断書、印鑑、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票など

※児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

障がい児福祉手当

在宅で20歳未満の重度の心身障がい児で、日常生活において常に介護が必要な方に障がい児福祉手当が支給されます。※所得制限があります。

●支給額（平成27年4月現在）

- ・月額 14,480円

●支給月

- ・年4回（2月、5月、8月、11月）

※福祉施設に入所している方は、対象になりません。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸

保健センター 障がい福祉係 TEL73-7521